慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	経済統合の理論と実態 : 経済統合理論の確立に関して
Sub Title	Economic integration : theory and its present aspects : on the establishment of the theory economic integration
Author	深海, 博明
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.11 (1962. 11) ,p.981(21)- 1008(48)
JaLC DOI	10.14991/001.19621101-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19621101-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

であった。その期限はかなり短かい。二年から八年である。またラントは一年か半年ごとに、貨幣か現物で召上げられた。前出のノルマンディの場合と違い、賃借者のフェルミエの地位は不安定であった。期間が短かく、ラントの支払が分割されていたことに注意せよ。しかしバ・ケルシー地方において賃借者の立場は一段と深刻であった。期限はさらに短かく、いかなる場合も九年を越えない。それ以下がもっとも多かった。ラントは一般に現物で取立てられていた。貨幣の場合はまれである。しかもフェルムの出現がここではもっともおそく、一三四一年であった。これはむしろメテリといいたい。*

今やフェルマージュが貨幣経済の発展に照応するものであったことは明白である。土地の所有者が貨幣に不足し、これを克服すべくフェルマージュに頼った。貨幣に対する旺盛な需要がフェルム構築の重大な原因となったのであった。先進地ノルマンディにおいてメテリがいち早くフェルムに組替えられていたことを想起せよ。しかし問題は領主がフェルムの賃貸者として貨幣を獲得しなければならない理由であろう。その場合、直接経営ではいけないのか。この段階でそれはかえって大きな危険がともなった。領主が土地を離れていたためばかりではない。彼は適切な下僚を持たなかったことを想起せよ。貨幣の収取のためにはランティエとしてのほうがむしろ安心であったのである。しかしフェルマージュで負担が貨幣によったことは重大な影響を持った。今やフェルミエの自主が最大限に認められるにいたった。もしその気にさえなれば、彼はフェルムを自己の地位の改善のため利用することができた。貨幣の変動にもかかわらず定額のラントということで、現物を持つ者として彼は大いに利益を得た。そして急速に役畜を回復した。しかし賃貸の期間が制限されていることは最大の障害である。今やその延長がフェルミエの間で最大の関心事となっていった。終身これを賃借する場合がみられる。これは賃貸地のテニュア化といったらいいか。

* フェルマージュの事例のいくつかについては、Lizerand, G. op. cit., p. 93 を参看。

経済統合の理論と実態

——経済統合理論の確立に関して——

深海博明

序
第一章　経済統合の定義とその本質
第二章　経済統合の歴史的背景と現状
第三章　経済統合の理論
第一節　従来の理論の反省と問題点
第二節　経済統合理論確立の必要性とその体系

序

世界経済における経済統合化（地域主義）の動きは、第二次大戦後発生した持続的・支配的傾向であり、したがって資本主義世界経済の基本的潮流ないし変質としてとらえる必要がある。現在にいたるまで、とくに最近において、欧州経済共同体（EEC）を中心とするこの経済統合を、理論的・実証的・歴史的に研究する夥しい文献が発表されているが、(注1) 統一的体

系的に分析可能な理論はいまだ確立されていず、この問題の究明は、現存する多くの論議の混乱と誤謬を除去し、意義あることのように思われる。[注2]

根本的には、従来の理論とは別個の存在として、経済統合理論が成立可能なりや否やの疑問も提出されているが、本論文においては、経済統合理論確立の必要性を明示し、その理論体系がいかなるものかの究明に中心をおく。統合理論確立の必要性は、このような現実的展開に要請されてこれを解明する新しい理論が求められていることに存し、逆の面よりいえば、従来の国際経済理論によっては経済統合を十分には説明じえぬという反省に基づく。[注3]

経済統合理論にとってもっとも重要な点は、経済統合をどう定義し、その本質をいかにとらえるかであろう。すなわち〔I〕、何故世界大の統合ではなくて地域的統合が選択されるのか、〔II〕、単なる自由貿易実現以上の諸要素をもつのは何故か、の問題が十分解明されねばならず、経済統合のもつ特殊性が理解されねばならない。経済統合が地域的に限られるということはセカンド・ベスト的なものではあるが、他方では地域的に限られざるをえない論理をもっていることがそれである。

従来の経済統合の近代理論的分析は、経済統合の効果分析（利益分析）に集中しており、経済統合理論にとってもっとも肝要だと考えられる統合の理論的必然性分析（要因分析）や構成原理とかの考察を欠いてきている。[注4] このことが、資本主義の発展過程のうちにおいて統合を把握し、あるいは現実展開と密接に結びついて理論を構成することを不可能にしてきたように思う。ここでの考察の重点は、経済統合理論をまず要因分析と効果分析に二分し、前者の究明の上に、あく迄も両者を関連して分析を行ない、理論体系を確立することに向けられ、ここに従来の研究とはことなる特色があるといえよう。かような統合理論の確立が十分になされれば、差別的な自由化は、無差別的な世界的自由化への接近であるのか退却であるのかの問題も自づと解答されようし、自由化の要請を含みつつ地域化が進展していくという論理も明らかとなろう。

さらにもう一つの主眼点は、統一的体系的理論の確立が望ましいが、従来のように先進国統合と同じ理論で低開発国統合と分析することは不可能であり、先進国統合モデルと低開発国統合モデルとに二分して理論構成を行なおうとしていることである。

基本的な構成としては、歴史的考察・現状認識（一つのパースペクティブをつかむ）→歴史的・現実的展開の理論的解明→経済統合理論の確立→理論の現実適用（統合の現状と将来を理論を用いて分析する）であり、本論文では、まず経済統合の本質・定義を明確化した上で、経済統合の歴史的展開・現状を簡単に整理し、さらに従来の理論体系を要約し、現実的展開を説明しうるか否かを検討し、その問題点を指摘し、では経済統合理論はいかなる体系をもち、いかに構想されねばならないかを明らかにする。

問題の限定としては、第一に経済面のみを考慮し、政治・社会・文化等々の面を全く捨象しており、第二に資本主義世界経済のみを主としてとり扱い、第三に経済統合の理論的究明に中心をおき、第四に経済統合をもたらした内的要因・基本的な論理のみを分析し、第五には短期的な問題把握よりむしろ長期的な問題把握を行なっていることなどである。

（注1）あまりに夥しい論文・著書が内外において発表されて、これを体系的に整理するのが困難なほどであるが、しかし注目をひくものは非常に少ない。ここでは文献サーヴェイ的な研究は一切行なっていない。多くの文献をうまく総括しているものとして、次のものが挙げられよう。Bela Balassa, The Theory of Economic Integration, Homewood, Illinois, 1961.

（注2）Bela Balassa, "Towards a Theory of Economic Integration," Kyklos, Faso. I, 1961, p. 1.

（注3）小島清「欧州共同市場の経済学」一橋論叢、一九六三年九月号、一九―二一頁、とくに「だが地域的経済統合は、比較生産費説を基礎として世界大の自由貿易を推奨するこれまでの国際経済学に対する、まことに真新しい挑戦である」（二〇頁）と強調されている。

（注4）小島清「第二次商品貿易と共同市場」『アジアの第一次商品貿易』（アジア経済研究シリーズ二七）アジア経済研究所、一九六二年、九一頁。

第一章　経済統合の定義とその本質

経済統合の実態を明確に把握し、統合理論を確立するためには、経済統合の本質理解にもとづき、経済統合の定義を行ない、統合がいかなる意味・内容をもっているかを明らかにする必要がある。

経済統合の本質についても種々なる見解があり、経済統合という言葉も明確に定義されることなく、各論者によって種々なる意味内容をもって使用されている。[注1] 我々は、経済統合を、あくまでも、経済の主要目的（経済的厚生の極大化あるいは安定的成長・高度生産）達成のための一つの国際的な手段または制度・組織として把握しようとする。[注2] しかし問題は統合という手段ないし制度が何故案出されねばならなかったかの究明にあり、さらに統合は一つの手段ではあっても、それが有効に作用する結果として資本主義経済の変質をある意味でもたらしたという認識が重要である。

すなわち資本主義経済における企業者の利潤追求による自由競争価格メカニズムが最適の経済状態をもたらすという特質は、その前提条件が満たされざるかぎり、独占その他種々なる弊害をもたらし、資本主義の分裂化対立を生み出す。一般的には、分裂化し差別政策が行なわれている世界経済を自由化し統一化することが経済統合であると解されているが、統合はむしろ旧来の盲目的無政府的な自由競争への復帰ではなくて、自由競争が有効に作用するための条件を整備し、経済目標を達成するために一定の政策や統制ないし計画のわく内において競争のもたらす効率的な効果を挙げようとすることに根本的特質がある。[注3] したがって統合は、資本主義の発展にともない明白となった自由競争メカニズムの弊害を除去する制度を作り、競争のもつ有効な効果を最大にするための組織であるといえよう。

さらに理論的にいえば、完全競争の前提がみたされず、とくに長期的・動態的考察における規模の経済（逓減費用）が存在することが、経済統合を必然化しているといえよう。技術革新その他による規模の経済の重要性の増大と需要の多様化と高度化が、需給の両面より経済を一国的規模にとどまりえずして、国際的な調整・拡大を必然化しており、ここが経済統合をもたらした第二の要因である。

このような本質をもつ一つの手段または制度たる経済統合が、有効に作用しうるとすれば、資本主義経済のもつ弊害は除去され、そのスムースな運行を保証することとなり、したがって統合化傾向は、資本主義経済の変質としてとらえられねばならないであろう。

このように本質をとらえた場合、経済統合の定義は、ティンバーゲンのいう「経済の最適な運行を阻害する人為的障害を除去し、調整や統一のあらゆる望ましい要素を意識的に導入することによって、最も望ましい国際経済の構造を作り出すことである」[注4] がもっとも正当なものとなろう。この定義は、単なる自由貿易の実現を統合のすべてだと考える見方とはことなり、なにか新しい制度的な目標をふくむという統合の特殊性が明確化されている。[注5] ただこの定義においては、経済統合が世界大ではなくて地域主義的傾向をもつことが明示されていないように思われるが、最も望ましい経済組織を作り出すための条件として、同質的諸国の水平的統合が必然化されることがのちの論議によって証明される結果として、最も望ましい国際経済組織は地域的に制約されざるをえないという要件を暗黙裏に含んでいると理解すべきであろう。

この定義に基づけば、経済統合の理論の中心は、統合の本質理解・その理論的必然性の解明を前提として、経済統合という手段が実際にその目的に対して有効に作用するか否かの効果分析におかれることも理解されよう。

この経済統合の一般的定義では、現実的・理論的究明においてなお不十分であり、我々はさらに立ちいたって、より具体的に統合の内容・形態・方法・段階・範囲等々を考慮しておく必要があろう。その意味でベラ・バラッサの統合の定義は有用であり、ティンバーゲンの定義はその最高の段階を示すものといえよう。彼によれば、経済統合はプロセスと状態との二様に定義できるとしているが、要するに経済統合とは、それぞれの国家に属する経済単位間の差別を除去する手段であり、

種々なる差別のない状態であると定義する。[注6] したがっていわゆる協力とは区別され、統合が各国経済間に存在する何等かの差別の除去・撤廃、経済政策の統一を意味するものに対し、協力はたんなる差別の軽減や経済政策の同調のための手段にすぎない。[注7] この定義の利点は、統合の段階を統一的に規定し、その形態を一義的に分類できる結果として、経済統合理論の体系的分析を可能にする点にある。

すなわち上述の定義に従えば、経済統合の現存する諸形態は、その段階に応じて、次の五つ（自由貿易地域＝free trade area 関税同盟＝customs union 共同市場＝common market 経済同盟＝economic union 完全経済統合＝complete economic integration）に分類される。第一の自由貿易地域では、統合加盟国間における関税および数量制限が撤廃されて域内の商品移動が自由化されており、第二の関税同盟においては、さらに加盟国間において域外関税が統一され、第三の共同市場では、たんに域内の商品の自由貿易のみでなく、生産要素移動の制限が除去されて自由化され、第四の経済同盟では、経済政策面での差別を取り除くために域内各国の経済政策のある程度の調整・統一がさらにつけ加えられ、最後の完全経済統合では、通貨・財政・社会・景気政策等が統一化され、超国家機関が樹立されている。

我々の統合理論確立への関心は、これら統合の諸形態のすべてを統一的に分析することにあると同時に、究極的な完全経済統合に重点をおいて分析していこうとする意図との二つを含むものである。したがって統合理論は、究極的には完全統合を対象としつつもこれにいたる過程の分析をも同時に含むものでなければならない。何故なら経済統合を一つの手段・制度と定義しながらも、その内容をなす具体的な手段・制度には種々なるものが考えられ、統合がこれらを総括する一つの概念であるからである。それ故に、統合の具体的形態については、より伸縮的に考察することが必要であり、たとえば関税同盟を形成する以前において各国間で経済政策の調整統一を行なう統合も存在しうることになろう。[注8]

さらに経済統合のより明確な把握のために、次の諸点を簡単に考察する。

第一に、統合の段階を一般的に示すものとして、協力（cooperation）、調整（coordination）、狭義の統合（integration）、の三つが存在しているが、我々のいう統合とは調整段階以後である。

第二に、統合の方法として、機能的統合（functional integration）と制度的統合（institutional integration）の二つがある。前者は各国が主権を保持しつつ協力を行なおうとするものであり、後者は各国が結合して何等かの超国家的機構を作って統合しようとするものであり、主に後者の意味での統合を問題とする。[注9]

第三に、統合の範囲として重要なのは、部門別（または部分的）統合（sectoral integration）と全般的統合（overall integration）との区別である。前者は統合加盟国の特定のまたは数個の産業（商品）部門間においてのみ統合の実現をはかるものであり、のちに明示するように統合諸国間において、その他の部門との関連において経済的不均衡をひきおこすおそれがあり、結局は全般的統合に向わざるをえなくなるのである。[注10]

第四に、統合の形態として、経済の発展段階の等しい同質的な国々の水平的統合と発展段階の異なる異質的な国々の垂直的統合とがある。現段階の統合は殆んどの場合、水平的統合であり、理論的にも水平的統合のみが有効に作用しうることが証明されて、何故統合が地域的に制約されざるをえないかが明示されるのであり、我々の分析の中心はここにおかれる。しかし垂直的統合あるいは発展段階のことなる水平的統合間の問題の究明も必要とされており、この解明が先・後進国間不均等発展の問題に一つの示唆・解決策を提示することは明らかであろう。[注11] なお注目さるべきことは、現代の統合が、一九三〇年代におけるいわゆる経済ブロックとは全く異なることである。ブロックは、[注12] 帝国主義宗主国が、自国の植民地・従属国との紐帯を基礎とし、自国の利益のため自らの一方的働きかけにより、強制・侵略等によって形成したのであり、域外諸国に対しては完全に封鎖的であり、純粋に垂直的統合であった。これらの点で現在の経済統合とは全く相違しており、統合は対抗的・自衛的な契機をもつことは否定できないが、統合各国の共通の利害関係の存在または弊害を共同して除去し最適の経

済状態を実現しようとする自発的共通意識をもつ点が重要であろう。

第五に、この経済統合概念の把握はあく迄も資本主義経済内の問題としてなされており、自由競争市場メカニズムを調整された枠内ではあるが実現することを目的としている。これに対し、社会主義経済における統合は、計画的・管理的・非市場的手段に基づき、各国の長期経済計画および貿易協定の調整による統合であり、その本質はことなる。

第六に、第五とも関連するが、資本主義経済内において、先進国統合と低開発国統合とにさらに区別する必要がある。後者の場合、前者のように市場メカニズムに頼るよりも、むしろある程度の計画性をもち、いわゆる合意的分業ないし経済開発計画の調整等にもとづき、経済発展を促進することが目的とされ、競争による利益は重視されていない。したがって先進国と低開発国間の経済の基本的前提の差異に着目せねばならない。

以上の考察により、経済統合の本質は何であり、いかなる意義・内容をもつかが明瞭とされ、経済統合理論がどのような体系と理論内容をもつべきかをほぼ明示しえたように思う。最後に、経済統合が一つの手段・制度（組織）である結果として、それが目指す主要目的が何であるかを再度明確化しておく必要がある。それは短期的には高度生産の目的（生産要素の完全利用と有効利用）であり、長期的本質的には経済成長の維持・促進であり、同時に経済の不安定性の除去である。一言にしていえば、経済の安定的成長ということができよう。さらには目的として、所得分配の平等化・機会の均等化などを加味する必要も、当然考慮されねばならないであろう。(注13)

したがって問題の中心は、経済統合がこれらの目的を達成する有効な手段であるか否かの検討であり、統合が決して panacea（万能薬）ではなくて、利益をもたらすと同時に不利益をもひきおこす一つの手段であるにすぎないという認識はとくに重要である。

（注1）大別すれば、最広義・広義・中間・狭義および特殊の五つの定義が存在している。詳しくは拙稿「世界経済における統合化の動き」『アジアにおける経済統合の可能性と条件』（研究参考資料二六）アジア経済研究所、一九六二年、一一―一二頁、および Bela Balassa, "Towards," pp. 1～6 参照。

（注2）Paul Streeten, Economic Integration, 1961, pp. 13～19.

（注3）島野卓爾「欧州共同市場論」東洋経済別冊、一九六二年第二号。

（注4）J. Tinbergen, International Economic Integration, Amsterdam, 1954, p. 95.（景山哲夫訳『経済統合の問題』文雅堂、一九六〇年、一八三頁）彼はさらにつづけて「それ故に統合の問題はもっとも一般的な問題の一部、すなわち、最適な経済政策という問題の一部をなしている」と述べている。この考えをより具体化したのが J. Tinbergen, "On the Theory of Economic Integration," in Selected Papers, Amsterdam, 1959. である。

（注5）喜多村浩「経済理論からみたアジア地域統合」世界経済評論、一九六二年五月号、三二―三三頁。

（注6）Bela Balassa, Theory., pp. 1～3.

（注7）Bela Balassa, ibid., p. 2.

（注8）喜多村浩前掲論文三三―三四頁。

さらに山本登教授の提唱された開発共同体、資本受入れ共同体もこの範疇に属するものであろう。（山本登「戦後世界経済における地域的経済統合の発展と問題点」国際経済十二号）

（注9）R. Sannwald und J. Stohler, Wirtschaftliche Integration, Tübingen, 1958, III Kapitel.（English translation）Economic Integration, Princeton, 1959, Chap., III.

（注10）しかし現実的には、とくに統合の進展の過程において、容易に結合可能な部門別統合の果す役割は重要である。

（注11）具体的な垂直的統合の例として、六一年七月に調印されたEECとギリシャの連合協定は注目に値する。（「EECとギリシャの連合協定」『経済と外交』一九六二年一月下旬号、参照）

（注12）昭和研究会『ブロック経済に関する研究』生活社、一九三九年。

（注13）P. Streeten, op. cit., pp. 15～16 and J. Tinbergen, op. cit., chap. VI.

第二章　経済統合の歴史的背景と現状[注1]

前章において経済統合の本質と定義を明らかにしたが、本章では、資本主義の歴史的な発展過程において何故経済統合が生み出されたか、それが如何なる意味をもち、経済統合はどのような動きをみせ、現状においてはどのような諸形態が存在するかを、次章以後における理論的究明への基礎として、できるかぎり手短かにまとめて考察し、一つのパースペクティブを得ることとしたい。

〔一〕歴史的展開

資本主義世界経済の生成以来今日まで、その大きな歴史的展開をとらえる場合、次の三つの時期に区分されるというのが、通説となっているように思われる。[注2] すなわち、第一期＝economic internationalism（一九世紀半ばより一九一三年あるいは二九年迄）、第二期＝economic nationalism（両大戦間の時期）、第三期＝economic integration or economic regionalism（第二次大戦後）であり、経済統合が明確な形で世界経済に現われたのは、第二次大戦以後の時期であることに、まず注目せねばならぬ。

第一期においては、一般的に世界経済は機能的に統合されていたと考えられている。[注3] 国境・関税等による干渉は最小限にとどめられ、自由多角貿易・生産要素（とくに資本）の自由移動が実現され、金本位制が維持され、各国はゲームのルールを守り、国際均衡の達成維持がスムースにかつ自動的に行なわれ、世界経済がよく組織され、その秩序・統一が存在していたといえよう。

これに対し両大戦間の第二期においては、大戦後の復興期を二四・五年に終え、金本位制、自由多角貿易が再開され、統合された世界経済への復帰がもたらされたと考えられたけれども、二九年以降、世界大恐慌とその克服のために、世界経済は決定的に分裂し、対立をつづけたのであり、各国は生産の増加と失業の解決のために、国内均衡優先主義に立ち、貿易・為替の制限を行ない、世界経済は分裂したまま縮小均衡への道をたどり、第二次大戦を迎えることとなったのである。[注4] この時期に生じた種々なる経済ブロックは、経済的ナショナリズムの拡大された形態であると考えられよう。[注5]

第三の時期はのちに詳しく論じるように、初期においてはグローバリズム・ユニバーサリズムの方向に向いながらも、四八年を転期として、地域主義・経済統合化の動きを生じ、これが決定的な潮流となっている。

ここで問題とせねばならないのは、何故このような世界経済の展開がみられたのか、世界大での機能的統合への復帰が何故失敗に終り、経済的ナショナリズムに対する反省が経済統合を生んだのは何故かの原因の究明を行なうことである。根本的には資本主義経済の発展が必然的に生み出したものであるが、さらに具体的に考察すれば、すでに指摘したように、自由競争は完全競争の実現を意味せず、巨大な独占の発生・拡大をひきおこし、諸価格の硬直性・価格弾力性の過小の結果として失業や過剰生産を生ぜしめ、単なる自由競争の実現は、最適な調和的な世界経済の運行を保証しない。このことの認識の不足が第一次大戦後旧来の自由競争への復帰をもたらし、世界経済の混乱・対立を生ぜしめ、逆に各国は国家的な枠内にとじこもり縮小均衡に陥ったのである。各国はすでに相互に依存関係をもたずしてはスムースに経済を進行させることの出来ぬ状態にあり、発展した巨大な生産力は、一国経済の規模ではまかなえず、また他面必要な原材料・商品の輸入を確保せねばならなかったのである。[注6] この矛盾のあらわれ、対立の解決が、第二次大戦であり、このような両大戦間の世界経済の分裂・各国の対立による苦い経験が世界各国を大いに反省させ、すでに第二次大戦中から国際的な経済協力によって世界経済秩序を回復しようとする思想および行動を生んだのである。すなわち第一に、各国の経済は世界経済との関連を無視しては円滑な発展をとげることはできず、したがってなんらかの国際的な経済協力→経済統合を通じて組織化されることが必然の要請となっており、第二に、その経済統合の内容は、全くの自由競争・自由貿易ではなくて、各国の完全雇用と所得の安定のう

えにおける一定の調整された自由競争でなければならないという理解である。

〔II〕、第二次大戦後の経済統合の進展[注7]

このような理解のもとに行なわれた戦後の統合化の進展は、次の二つの方向（さらに細分化すれば四つの時期）に分けられよう。[注8]

第一は、戦争終了前より四八年迄のユニバーサリズムないしグローバリズムの観点からの世界経済の統合であり、これを象徴するのが、国際連合・IMF・IBRD・GATTの成立、ITOの構想である。第二は、四八年以降のリージョナリズムの観点からの地域的な経済統合の進展であり、さらにこの第二の方向は三つの時期に分けられる。すなわち、第一期、経済統合化傾向の萌芽期（四八年より五一年）、第二期、経済統合の発生期（五二年より五七年）、第三期、経済統合の充実期（五八年以降）である。第一期の決定的な契機をなしたのはマーシャル・プラン受入れ機関として設立された欧州経済協力機構（OEEC）の発足であり、第二期の契機をなすものは、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の発足であり、第三期のそれはEECの発足と中米経済統合（CAFTA）条約の署名とである。[注9]

では何故この地域主義的な経済統合が生じ、右のような進展をみせたのであろうか。その根本原因は既述の通りであるが、より具体的には、次のような第二次大戦がもたらしたあるいは戦後一層顕著となった世界経済構造の変化にもとづくといえよう。[注10]

(1)、単一市場の崩壊による資本主義市場と社会主義市場との分裂とそれに伴う資本主義市場の狭隘化。

(2)、多くの植民地や半植民地が政治的経済的に独立し、先進資本主義諸国のこれら諸国に対する経済的支配力の相対的低下。

(3)、資本主義諸国間における不均等発展の激化（これには先進国間、先・後進国間、後進国間の三つが存在する）。

(4)、急速な技術革新を中心とする社会的生産力の未曾有の増大と需要における相応する多様化と高度化。

(5)、(4)を主たる要因として生じた世界貿易構造の変化、すなわち一次品生産諸国（後進諸国）と工業諸国との貿易が重要性を失ない、重化学工業品のしかも同一商品カテゴリイ間における工業諸国貿易の拡大の傾向。[注11]

(6)、現代資本主義各国において、国家の役割が増大し、ある程度私的性格を脱していること。

などである。

まず(1)の二大市場の分裂がグローバルな世界経済の組織化の夢を破れさせ、(2)の植民地の経済的政治的独立が、従来の宗主国とのつながりを断ち、経済の自立発展を選択させることとなり、戦前の経済ブロックとは違って先進諸国と後進諸国が対立した形で地域的統合を行なわしめるようになったのである。さらに(3)の先進諸国相互間、後進諸国相互間の大きな発展格差と種々なる相違点の存在が、[注12] 先進諸国においてアメリカから遥かにとり残されていた西欧諸国間に統合化の傾向を生ぜしめ、後進諸国においても、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ、中東とに地域的統合が分かれ、さらにこれらの地域においてもいくつかの sub-regional な分裂をもたらすこととなったのである。またそれにつけ加えて、(4)(5)(6)の要因が、のちに論ずるように、同質国による水平的統合が何故選択され、地域的な制度的な統合の選択が経済理論的にもっとも有効なものであることを解明する一つの鍵となるのである。一言にしていえば、生産と消費の社会化に対する制度的な適合であるといえよう。

ただ残された問題は、各統合化の論理は明らかになったとしても、統合間、とくに先・後進国統合間の問題を如何にとらえるべきかであり、現実的な展開からはいまだこの問題に対する解答を導き出すことができず、後の理論的究明にまたねばならない。

〔III〕、経済統合の現状

〔現段階における統合整理表〕

- 社会主義経済……経済相互援助会議（COMECON）（49年1月設立）
- 資本主義経済
  - 協力
    - 経済協力
      - 部門別協力……
        - 国際商品協定―国際砂糖協定、国際小麦協定、国際錫協定、国際コーヒー協定
        - 石油輸出国機構（OPEC）（60年6月）
        - コロンボ・プラン（50年1月）
      - 全般的協力……
        - 経済協力開発機構（OECD）（61年9月）（欧州経済協力機構（OEEC）を改組して発足）
        - アフリカ・マダガスカル経済協力機構（OAMCE）（61年9月条約採択）
        - 東南アジア連合（ASA）（61年8月）
        - アジア経済協力機構（OAEC）（構想中）進歩のための同盟憲章（61年8月調印）
    - 政治協力……
      - 欧州会議（Council of Europe）（49年8月）
      - 米州機構（OAS）（48年3月）
      - アラブ連盟（Arab League）（45年3月）
    - 防衛協力……
      - 西欧同盟（WEU）（55年5月）
      - 北大西洋条約機構（NATO）（50年12月）
      - 東南アジア条約機構（SEATO）（55年2月）
      - 中央条約機構（CENTO）（59年8月）
  - 統合
    - 経済統合
      - 部門別統合……
        - 欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）（52年8月）
        - 欧州原子力共同体（EURATOM）（58年1月）
      - 全般的統合
        - 自由貿易地域
          - 欧州自由貿易連合（EFTA）（60年5月）
          - 中南米自由貿易連合（LAFTA）（61年6月）
        - 関税同盟
          - 西アフリカ関税同盟（59年6月）
          - 赤道アフリカ関税同盟（59年1月）
          - モンロビア諸国関税同盟（構想中）
        - 共同市場
          - 東アフリカ共同市場（共同役務機構）（61年6月）
          - カサブランカ共同市場（62年6月採択）
        - 経済同盟
          - ベネルックス経済同盟（60年11月）
          - 欧州経済共同体（EEC）（58年1月）
          - 中米経済統合（CAFTA）（一般条約は61年6月発効）
          - マレーシア連邦（63年8月末までに発足予定）アラブ経済統合協定（62年6月調印）
        - 狭義の統合＝完全経済統合

資料：世界年鑑一九六二、共同通信社、国際問題 No. 29. 経済と外交、外務省調査月報等。

前章でおこなった分類の上に分析を行ない、現存する経済統合（経済協力を含めて広く解釈する）を地域別・形態別・性格別・時期別等により全般的に把握すれば、右表の如くである。

さらにつっ込んだ個別的把握はここでは省くが、具体的な統合形態として注目に値するのは、先進国統合では、ECSC・EEC（EURATOMを含む）・EFTA、後進国統合では、CAFTAとLAFTAであり、具体的実証的研究においては、これらに中心がおかるべきであろう。(注13)

（注1）拙稿前掲論文参照。

（注2）R. Sannwald und J. Stohler, op. cit., S. 1 and p. 3.

Erik Thorbecke, The Tendency Towards Regionalism in International Trade 1928～1956, The Hague, 1960. Chap. VII. and "Welfare Implications of European Economic Integration," in Foreign Trade and Human Capital, Dallas, 1962, pp. 65～67.

（注3）W. Röpke. "Integration und Disintegration der internationalen Wirtschaft." in Wirtschaftsfragen der freien Welt, Frankfurt, 1957

（注4）山本登『世界経済論』泉文堂、一九六〇年、二二四頁。

（注5）Erik Thorbecke, "Welfare," p. 66.

ただし英連邦制度を単純にブロックとして処理してしまってよいものかどうかには、再検討が必要とされよう。

（注6）勿論両大戦間においても経済面での国際協力のための種々なる方策もとられ、その一つが世界経済会議であるが、実効ある成果を収めることが出来ず、また第一次大戦後カレルギ伯を中心として起った汎欧州運動も一つの政治ないしは思想運動として役割を演じたにすぎぬ。

（注7）山本登「戦後世界経済における経済統合の発展」世界経済評論、一九六〇年四月号参照。

（注8）野村昭夫氏も時期的把握・内容はことなるが四つの時期に分類されている。（野村昭夫『現代資本主義と経済統合』三一書房、一九六〇年、第一章）

（注9）中米経済統合に関しては五八年六月に署名された多数国間条約、六〇年二月の経済連合条約、六〇年一二月の一般条約の三つが併存しており、複雑であったが、六二年八月にいたり、一般条約のもとに五カ国統合が進められることとなったようである。（『ラテン・アメリカ共同市場』経済外交研究会、一九六一年、四一―四四頁）

（注10）片山謙三『世界貿易の発展』有斐閣、一九六一年、一二七頁。
（注11）小島清「世界経済の構造変動とその理論」一橋論叢、一九六〇年七月号。
（注12）T. Kristensen, The Economic World Balance, Copenhagen, 1960.
（注13）拙稿前掲論文、第五表、現段階の経済統合の比較表、参照。

第三章　経済統合の理論

第一節　従来の理論の反省とその問題点（注1）

経済統合の本質の究明および統合の歴史的背景と現状を考察・整理することによって、経済統合のもつ特殊性と経済統合化傾向の必然性がかなり明確に把握可能となったが、我々の主要な問題は、この経済統合を統一的体系的に分析する理論の確立にあり、本章ではまず、古典派以来今日までに展開せられてきた国際経済理論によって、この経済統合が十分に解明しうるか否かが検討されねばならない。この検討の結果として、新しい経済統合の理論が、従来の理論の延長としての意味をもつと同時に、新しい要素をとり入れることによって設立されねばならないことが明らかとなり、この新しい経済統合理論の体系が次節で考察されることになる。従来の理論系譜を辿ることが、何故統合が必然化されるかの論理を解明し、新統合理論が如何なる体系をもたねばならないかを明示するように思われる。

ここでは従来の理論の系譜を、〔I〕、比較生産費原理を中心とする世界大の自由貿易理論、〔II〕、差別的自由化を解明する関税同盟理論、〔III〕、その後の関税同盟理論の発展としての経済統合理論、の三つに分け、その段階的発展を追いつつ、順次その内容と問題点とを究明する。従来の統合理論が根本的には古典派の自由貿易理論を基礎とし、その批判的展開あるいは理論的深化として展開されてきていることは、注目に値する。

〔I〕、自由貿易理論の検討

自由貿易原理の主要な内容は、「一定の前提が満たされるかぎり、各国は自由貿易を行ない、比較生産費原理にもとづき比較優位財の生産に特化し、交換を行なうことが、いわゆる生産の極大化と貿易の最適化をもたらし（注2）、世界全体としての生産効率はもっとも高められ実質所得も極大化される」であり、その限りにおいては何等の論理的誤謬も存在していない。しかし問題は、この自由貿易原理の前提が満たされるか否か、世界全体の最適化は一国的な立場からの最適化を必ずしも保証せず、さらにはあく迄も一時点における静態的把握であるという点にあろう。

すなわち自由貿易原理の前提として重要なものは（注3）、(1)、すべての生産資源が生産に完全に利用されていること、(2)、生産物の価格はその限界生産費に等しいこと、(3)、需要変化に生産資源が適合するための一時的困難が無視できること、(4)、厚生が自由貿易価格による生産総額によって測定されること、であろう。

したがってこれらの前提が満たされざるかぎり、自由貿易は最適な経済状態を保証する手段とはなりえない。例えば、需給が価格伸縮性をかいて生産要素の失業が存在する場合や、完全競争条件が満たされずして、独占が存在し市場価格を与えられたものとして行動せぬ場合等々においては、自由貿易以外の手段が考慮されねばならぬ。その結果生じたのが保護貿易であり、貿易に対する直接統制や制限なのである。さらに動態的に考慮すれば、これらの前提が満たされたとしても、一時点における最適資源配分は、長期的な極大の成長を保証するものではありえない。この事実が幼稚産業保護論あるいは外部経済を理由とする保護主義を生んできたといえよう。

このような条件下において生ずる自由貿易の不利益を具体的に列挙すれば、次の如くであろう（注4）。(1)、独占が存在する場合には、比較生産費原理の指示する特化が起るとは限らず、かえって不利な資源配分が行なわれ、独占価格の形成によってさらに不利益を蒙むる。(2)、資源の転換が容易でない場合には、失業が発生する。(3)、外部経済の利益が失なわれ、国内幼稚

産業の発展が阻止される結果、長期的な観点からみて損失がある。(4)、とくに一次品特化の場合、需要の所得弾力性は低く、輸出の伸長は期待出来ず、交易条件の不利化の傾向が存し、窮乏化成長に陥る危険性も存在する。(5)、国際収支の赤字に対処すべき有力な方策がない、などである。

しかし反面自由貿易の有効性を全く無視し、自給自足的経済をとることも不可能である。すでに両大戦間の世界経済が証明しているように、各国は国際経済関係をはなれては存在しえず、国内均衡優先主義による貿易・為替の制限が、世界経済の縮小的均衡をもたらし、激しい価格変動、生産の低落と非能率化、失業の増大等を生み出した。すなわち世界的自由貿易による資源の有効利用は考慮されねばならぬ条件であり、自由貿易のもたらすその他の利益（以後で考察される動態的な大市場の利益）も重視されねばならず、さらには、生産力の拡大と需要の高度化と多様化が一国的な規模に経済をとどまらしめないのである。

要するに、自由貿易原理は利益をもたらす反面不利益をもたらすと考えられ、それが有効に作用する条件を作り上げることがもっとも重要な要件となるのである。すなわち、自由貿易のもつ利益を極大化し、不利益を極小化する条件の考察が、統合を生んできたといえる。世界大の自由貿易の保証する利益は、少くとも現在の世界経済の条件下においては、各国の蒙る不利益をつぐなって余りあるものではなく、各国に等しく利益を与えるものではないのである。

〔II〕、関税同盟理論＝差別的自由化の検討

以上の如き理由により地域的な自由化が選択されるのであるが、この地域的経済統合を分析する理論として次に登場したのが関税同盟の理論であり、これが経済統合プロパーの解明をめざした最初の理論展開である。

関税同盟[注5]の本質は、同盟加盟諸国間における貿易の自由化と同盟外諸国に対する貿易の差別化という矛盾した二つの側面をもつことにあり、この差別的な自由化の効果分析に関税同盟理論のすべてが向けられている[注6]。すなわち同盟内の自由化がどのような利益を生み出し、域外の差別化がいかなる不利益を結果し、それを総合した意味で、世界全体の観点から、関税同盟が望ましい効果をもたらすか否かの検討である。

この関税同盟理論の系譜を詳しく追うことは省略するが[注7]、体系立った理論的な分析が行なわれたのは、一九五〇年になってからであり、その創設者としての功績はヴァイナーに帰せられている。ここで関税同盟理論としているのは、静態的な効果分析に限ったものである。

分析の中心的用具は、ヴァイナーの創造した周知の貿易創出効果（trade creating effect）と貿易転換効果（trade diverting effect）である[注8]。前者は、関税同盟形成の結果として、同一商品に関し、従来関税によって保護されていた域内の一国の高コスト生産者が排除され、域内の他国の低コスト生産者よりの輸入が創造される効果をいい、後者は、域外には差別関税が保持され、域内関税が撤廃された結果、域外の低コスト生産者に域内の高コスト生産者がとってかわり、貿易が域外から域内に転換された効果を内容とする。したがって、前者の場合にはより有効な資源配分が、後者の場合には非効率的な資源配分が結果し、前者が後者の上廻る限りにおいて世界全体からみて利益があるとするものである。貿易創出効果と貿易転換効果とによる利益・不利益を具体的に測定することは不可能であり[注9]、理論的関心は、貿易創出効果を極大化し、貿易転換効果を極小化する条件は何かに向けられ、各統合がこの条件をよりよく満たすかぎりにおいて、世界的な意味からいって望ましいとされてきたのである。

このヴァイナーの分析に対して、その後の論者達によって加えられた批判の中心は、彼が生産（供給）面における効果のみに重点をおき、消費（需要）面に関する考察を欠いていたことであった[注10]。この関税同盟の消費効果は、関税同盟の形成によって相対価格に変化が生じ、消費は一般により安価になった財を多く、より高価になった財を少く購入するようになることに関するものである。この財貨間の消費の代替は、生産効果と全く同様に、前者の場合には利益、後者の場合には不利益

を生ずる。すなわち同盟諸国の財貨間の差別は撤廃され、域外諸国と域内諸国間の財貨間には差別が新しく作り出され、その結果、域内と域外間ではなく、域内において消費の代替が行なわれれば行なわれるほど、いいかえれば域内貿易が拡大されればされるほど利益が増大することとなり、生産面におけると同じくこのための条件が究明されねばならない。この消費面の利益が、ミードのいわゆる貿易拡大効果（trade expansion effect）に相応すると思われる。[注11]

この関税同盟の生産および消費に対する影響のほかに、さらに、静態分析の枠内において、関税同盟諸国と域外諸国の交易条件への影響と管理上の経済が挙げられねばならない。[注12]

〔Ⅲ〕その後の経済統合理論の展開の検討

以上関税同盟理論においてとり残され、その後統合理論として究明されたのは、主として次の諸点であろう。(1)、静態的分析をこえて関税同盟の動態的効果分析が行なわれたこと、(2)、経済統合は関税同盟以上の内容をもっており、域内の関税の撤廃と対外共通関税設定以外の手段による効果が考察されたこと、である。

とくにＥＥＣの成立を契機とし、現在までに夥しく発表されてきた文献を整理してみても、これらの問題に対する積極的な展開と思われる内容はそれほど多くない。第一点に関しては、統合の成長に与える効果に集中し、成長促進の効果を明確化した理論としては、大市場の理論＝市場の拡大が経済成長に与える効果分析につきると考えられ、第二点に関しては、統合内の生産要素移動の効果分析と統合内の経済政策の調整・統一に関する分析とである。これらの理論展開についての詳細な検討は経済統合理論の体系の究明において行なうので、ここではごく簡単なまとめを行ない、これらの理論の問題点の指摘に中心をおく。

大市場の理論とは、経済統合の内容あるいはその主要な手段を統合内における大市場の実現であるととらえ、この大市場の及ぼす利益・不利益を詳細に分析しようとするものである。その中心は、大市場による規模の経済の実現と競争の激化にともなう利益である。ドゥニョーは、大市場の利益を技術的利益と経済的利益に分け、前者は大規模生産とその完全利用の保証、商品の標準化の達成、専門化の便宜、有利な信用条件の獲得、販売・調査・研究開発等における規模の経済の実現等を意味し、後者は、技術的利益実現の必要条件たる競争の可能性の増大を意味する。[注13] すなわち大市場は規模の経済（内部経済と外部経済の両者を含む）の実現を容易にし、競争の増大は、旧来の高コスト生産者を排除するとともに、生産の合理化、最新技術の採用、技術革新を促進し、この結果生産性が向上し、価格が引きさげられ、実質所得が増大し、生産物への需要は増加し、いっそうの投資が行なわれ、競争がさらに激化し、累積的に大市場の望ましい効果が拡大していくのである。[注14] さらに大市場の利益として挙げられるのは、域外との経済関係における利益であり、これには域外に対する依存性が相対的に低下する結果としての域外の要因に対する脆弱性の減少、域外に対する交渉力・競争力の増大、交易条件の改善、域外からの資本流入の増加等々の効果がある。[注15] そのほか重要なのは、統合内の市場が安定化された結果として、危険性・不確実性が減じ、これが有利な効果を生み出していることである。[注16]

これ迄の理論的研究のすべては、これらの有利な効果を詳細に分析し、さらには現実的な実効性の問題を究明することに向けられてきたといえよう。

次に統合のその他の手段の考察では、まず生産要素の移動がとり挙げられた。サミュエルソンのいう国際的生産要素価格均等化論[注17]は、その厳密な仮定が統合諸国間において満たされない結果、成立しえず、したがって経済的厚生の増大のためには、生産要素（資本・労働）の移動が必然化され、その効果の分析が行なわれた。[注18] 次に問題とされたのは、統合内の国際収支均衡化のためにとらるべき手段の検討である。基本的には、各国は貿易・為替の制限等の直接的政策の使用は不可能であり、(1)多角的な決済制度とそれに伴う信用の供与、(2)国内のインフレ・デフレ政策、(3)為替相場の変更、(4)共通通貨制度、等の政策のうちどれがとらるべきかの検討である。[注19] しかし一時的な不均衡は別として、本質的には域内諸国の均衡成長の問

題に帰着するように思われる。これが域内不均等発展をいかに調整するかの政策的究明を生んでいる。第三の最も重要な問題は、統合諸国間の差別的な経済政策の撤廃・調整、経済政策の統一であり、競争を歪める結果を生む政策を除去し、景気変動除去のための政策を統一して、安定的な成長を実現せんとするものである。

以上のようにこれ迄の統合理論の進展によって、統合のもつダイナミックな効果、さらには関税同盟をこえる内容をもつ統合の分析も行なわれているが、それがいまだ十分なものではなく、次に指摘するように種々なる欠陥・問題点が存在している。このことが、次節以後で究明する新しい経済統合理論＝体系的経済統合理論の確立の必要性を明示し、今後の展開の基本的方向づけを与えているように思われる。

第一に、これ迄の理論では、何故統合が地域的に制約されるのかの明確な論理が明らかでない。大市場の理論なども、そのままの論理によれば、世界大の市場になれば、もっとも有利な効果が実現されると考えられる。地域的に限られる理由として今迄に主張されてきたのは、まず、世界大の自由化は現実的に不可能であるから、次善の策として可能なる範囲内においてこれを実現せざるをえないという現実的論理であり、[注20] 第二には、加盟諸国に対してより安定した市場を保証するためには、狭い地域に限定する方が有利であるという論理であり、[注21] 第三には、自由な貿易を行なうための諸条件において一定の統一（unity）が存在する地域でなければならないとする論拠であり、[注22] 最後にもっとも積極的な理由づけが、小島清教授[注23]のいわれる長期逓減コスト下において、国際収支の均衡とか圏内諸国成長率の均等を予め保証することを含む新しい国際分業原理＝合意的分業原理を保持・実行するためには、資本・労働賦存比率に余り大差がなく、工業化の水準などがほぼ等しく、合意的分業の対象商品がいずれの国でも生産できる状況にある同質的国々の統合化が必然であるとする考えであり、小島教授は別に統合は先進工業国間（ひろくいって同質諸国間）の貿易拡大のための一つの制度的枠組だと主張されている。これらの論理のどれもが、統合が世界大の自由化をめざす傾向をもちつつも地域的に制約されざるをえないという特殊性を十分に解明しているとは思われない。[注24] 最後の小島教授の説明は、かなりの正当性をもっているが、規模の経済が無限に存在するとは考えられず、合理的分業の論理を貫くかぎり、それは資本主義経済という枠をすでに越えていると思われ、むしろ最適規模での操業を保証する公正競争、動態的価格メカニズムの究明が必要であり、そのメカニズムの発揮を保証するフレームワークが統合の本質であろう。

第二に、第一点とも関連するが、これ迄の統合理論は、何故経済統合が生じたのかの必然性の理論的解明・要因分析を殆んど行なっていないということである。歴史的な展開さらには理論的系譜を辿って経済統合発生の基本的論理をとらえねばならぬ。この究明が行なわれていれば、統合が世界大のたんなる自由貿易の実現と同一であるとする説が生ずることなど考えられず、問題の中心は、無制限の自由競争の弊害を認めつつもなお、制度的な統合の調整された枠内で、その不利益を極小化し、その利益を生かそうとする論理の究明におかれるべきであろう。

第三に、第二の考えの結果として、従来の統合理論のごとく、統合諸国間における種々なる差別政策の撤廃という消極的な政策のみに分析を限定することはできず、むしろ公正競争を保証するすなわち市場メカニズムを部分的に補正ないし是正していく積極的な政策の分析が欠くことのできぬ重要性をもってくる。[注25]

第四に、第三からも明らかなように大市場の理論そのものが、矛盾なき論理であるかどうかを検討してみなければならぬ。すなわち規模の経済が現実においてどれだけの重要性をもっているのか、それが無限に大なるものならば、競争のメカニズムは働きえず、両者は矛盾を含む。さらには統合による大市場の実現が、本当に競争の激化をもたらすかどうか。たとえ顕在的ならびに潜在的競争者数の増大が競争を激化させるとしても、たんなる競争の増大が、自づとこの理論の主張する有利な効果をもたらすとは考えられない。すでに指摘したように、競争の増大が利益を生ぜしめるためには、消極的・積極的な諸政策がとられねばならず、この共通政策の実現が統合の主要な内容の一つとなるのである。

第五に、これ迄の統合理論の殆んどが、先進国統合を対象としており、低開発国統合に対する関心は薄く、別個の理論モデルは存在していない。[注26] 先・後進国間の基本的な経済条件の差異として、後進国は、農業の比重が大で、自立的経済成長の段階に達していず、価格メカニズムの有効な作用が期待出来ず、資源配分に関する国家の直接統制が大であり、資本・企業家能力が欠如しており、経済の新しい環境への適応性にも乏しいことなどが挙げられる。経済統合化の理論的必然性が、のちに論証するように低開発国にも同様に存在している以上、従来の理論とは別に、低開発国統合理論を確立する必要があろう。

第六に、大市場の理論は、主として生産面より、規模の経済を中心とする生産の社会化が大市場を必要とし、大市場の実現が逆に生産にいかなる効果を及ぼすかに分析を集中している。しかし盾の反面としての消費面需要面からの考慮が同時に必要とされよう。統合を必然化するのは生産の社会化とともに、とくに高度に工業化の進んだ国々における需要の多様化と高度化が、一国内の生産によっては満たすことが出来ないという事実にもよるのである。

第七に、大市場の理論を中心とする経済統合の動態分析は、いまだ体系化され統一化されたものとはなっていない。したがってさらにつっ込んだ動態分析が必要であり、それと同時に、比較生産費原理もまた統合内および統合間の分業原理として有効なように理論的に深化・動態化され、さらには新しい分業原理の設立等も考慮されねばならない。[注27]

第八に、従来の統合理論は、統合域内の効果に重点がおかれ、わずかに域外に対する影響の究明としては、ヴァイナーの[注28]いう貿易転換効果と域内の経済成長の促進がもたらす域外からの輸入増加という成長効果との二つが存在するにすぎない。問題は単に統合の域外に対する効果をさらに精緻に分析するということではなくて、より本質的には、各地域に存在する統合間の関係はどのようなものであり、そこに如何なる経済原理が作用するのか、より具体的に問題を限定すれば、とくに先進国統合と低開発国統合とが何等かの調整された原理にもとづいてお互に協力し合ってすすみ、世界経済の不均等発展が是正されるのか、むしろ統合間の関係はあく迄も対立し相克したものであり、世界経済は分裂化していくのか。この問題の解明は欠くことの出来ぬものであり、統合理論は、少くとも純経済理論的見地からして、究極的にはこれに解答しうるものでなければならない。その意味で要因分析の一層の深化が要請され、さらには少くとも現在の理解では望ましからざる垂直的統合を分析し、それを効果的たらしめる条件・原理を追求することも重要となってくるであろう。

第九に、これ迄の理論は、経済統合の利益を強調しすぎたきらいがある。統合はあく迄も一つの手段であり、それは利益と同時に不利益を生む。したがって理論の一つの課題は、この利益を極大化し不利益を極小化する条件を統一的に確立することにあるといえる。

（注1）本節では従来の理論の大きな流れに着目しており、各論者の個別的な論議は、殆んど問題とはしていない。
（注2）J. E. Meade, Problems of Economic Unions, London, 1953, pp. 9～13.（景山哲夫訳『経済統合の問題』二二―二六頁）
（注3）J. Tinbergen, op. cit., pp. 54～57.（邦訳一四一―一四七頁）Sannwald und Stohler, op. cit., SS. 15～20, pp. 19～24.
（注4）渡辺太郎『国際経済』春秋社、一九五九年、二二三頁。
（注5）ヴァイナーによれば、完全な形態の関税同盟とは、(1)加盟国間の関税の完全な撤廃、(2)同盟外からの輸入に対する共通関税の設定、(3)合意の上での方式による関税収入の配分、の三つの条件を備えたものである。（J. Viner, The Customs Union Issue, New York, 1950, p. 5.）なおGATTの第XXIV条の規定では、(1)・(2)の要件のみである。
（注6）R. G. Lipsey, "The Theory of Customs Unions : A General Survey," Economic Journal, Sept. 1960, p. 496.
（注7）Bela Balassa, Theory, Chap. 2 and Chap. 3, esp. pp. 21～25. 参照。
（注8）J. Viner, op. cit., p. 44.
（注9）じかしミードやシトフスキイにおいては測定がところみられているが、賛成しえない。（J. E. Meade, The Theory of Customs Unions, Amsterdam, 1955, pp. 38～40. Tibor Scitovsky, Economic Theory and Western European Integration, London, 1958, pp. 52～78. 中島正信訳『経済理論と西欧経済統合』ダイアモンド社、一九六一年、六二―一〇二頁）
（注10）J. E. Meade, ibid., p. 36. R. G. Lipsey, op. cit., pp. 501～509. Bela Balassa, Theory, pp. 57～62.
（注11）この消費効果に関して小島教授は、疑問を提出され、ヴァイナーに忠実に解釈されようとしているが、自由貿易における生産の

極大化と貿易の最適化の二つの面が、関税同盟の場合にも考慮されねばならないだろう。（小島清「欧州共同市場の経済学」二二―二七頁および三〇頁注13）

（注12） Bela Balassa, Theory., pp. 62～67. なお交易条件の変化は静態的・動態的分析のどちらの場合にも考慮されねばならぬものである。

（注13） J. F. Deniau, Le Marché Commun, Paris, 1959. (English translation) Common Market, London, 1960, pp. 11～17.

（野田早苗訳『共同市場』白水社、一九五九年、二二―二九頁）

（注14） T. Scitovsky, op. cit., I. A. and III.（邦訳第一部Aおよび第三部）

（注15） P. Streeten, op. cit., pp. 40～42.

（注16） Bela Balassa, Theory., pp. 177～179.

（注17） 拙稿「比較生産費原理の現代化に関する一考察」経済学年報五、二二一―二二五頁。

（注18） J. E. Meade, Problems., Chap. III.（邦訳第三章）H. O. Lundström, Capital Movements and Economic Integration, 1961.

（注19） J. E. Meade, ibid., Chap. II.（邦訳第二章）

（注20） Sannwald und Stohler, op. cit., S. 34. p. 38. Thorbecke, "Welfare.," p. 74.

（注21） 渡辺太郎「関税同盟の経済的効果」大阪大学経済学、一九五九年一月号、四―五頁。

（注22） J. F. Deniau, op. cit., pp. 11～13.（邦訳二三―二五頁）

（注23） 小島清「欧州共同市場の経済学」三八―四五頁。

（注24） 小島教授は別の論文で次のごとき疑問を提出されている。「ベネルックス関税同盟を作った諸国のごとき小国については、規模の経済をうるためという意味で十分な理由がある。だがそれを超えたフランス、ドイツのごとき大市場について、はたして共同市場のはっきりした必然性があろうか。それらの大国にとっては、共同市場よりも世界的規模の自由化のほうがいっそう能率的であり、望ましいかもしれない」（「第一次商品貿易と共同市場」一〇二頁）

（注25） とくに重要なのは、域内の均等発展のための方策の検討であり、この分析の完成が、統合の地域性を逆に解明することになろう。

（注26） 最近低開発国統合を分析する次のようなすぐれた研究があらわれ始めた。

United Nations, The Latin American Common Market, 1959.

――――, "Regional Trade Cooperation," Economic Bulletin for Asia and the Far East, June, 1961.

――――, "The Scope for Regional Economic Cooperation in Asia and the Far East," Economic Bulletin for Asia and the Far East Dec. 1961.

R. L. Allen, "Integration in Less Developed Areas," Kyklos, Fasc. 3, 1961.

喜多村浩、前掲論文、小島清「第一次商品貿易と共同市場」、「低開発国の経済発展と経済統合」上・下、東銀月報、一九六二年六・七月号。

（注27） 拙稿「比較生産費原理の現代化に関する一考察」

（注28） Paul Erdman / Peter Rogge, Die Europäische Wirtschaftsgemeinschaft und die Drittländer, Tübingen, 1960.

第二節　経済統合理論確立の必要性とその体系

これ迄の究明により、新しい意味での経済統合理論の確立が、現実的な展開からも従来の理論の検討と反省からも要請されており、新統合理論がいかなる体系・内容をもつべきかがほぼ明らかになったように思われる。

したがって、ここで構想する経済統合理論の体系を明示し、まず大きな研究方向を提示しておきたい。

すなわち、その体系は、大別して〔一〕経済統合の理論的必然性の解明（要因分析）＝経済統合の基本的論理の解明、と、〔二〕経済統合の効果分析（利益分析）、とよりなる。前者の究明の上に後者の研究をすすめ、両者を関連してとらえることによって、より有効な一貫した統合理論体系の確立を行ないたい。

さらに〔二〕の効果分析は、一層細分化して論究されねばならない。〔Ⅰ〕経済統合の利益・不利益の究明、〔Ⅱ〕経済統合モデルの設定――先進国モデルと低開発国モデル――、〔Ⅲ〕経済統合の利益極大化のための条件↓統合の有効性の判断基準の設定、〔Ⅳ〕経済統合の域外効果分析↓（経済統合間の関係、調整問題の分析も含む）、〔Ⅴ〕経済統合の事後的効果分析↓統合効果の判断基準、〔Ⅵ〕その他の問題――産業特化（分業）の策定基準と域内共通政策――である。

従来の理論展開はもっぱら効果分析に向けられ、しかもここでのべた六つの項目のうちの〔I〕に集中していたといえよう。〔II〕のモデルの二分にも我々の特徴が指摘できるが、〔I〕と〔II〕の分析にもとづき、統合の利益を極大化し不利益を極小化するために満たされねばならぬ条件の考察を体系的に行ない、この理論の設立が十分になしえた場合には、この条件ないし基準を具体的な統合化計画ないしは世界の現状に適用して、どの地域にいかなる形態の統合がのぞましいかの究明を行なってみたい。これは、理論の現実的適用の一つのこころみである。さらに〔V〕においては、〔III〕が事前的な分析であるのに対して、現実に結成された統合の（事後的な）効果分析のための基準を設定し、具体的資料を利用して、経済統合が有効な効果を挙げているか否かを検討する。

この経済統合理論の体系の構想の基礎には、第一に、経済統合の歴史的展開・現状を十分に究明し、その理解の上に理論が形成さるべきであり、第二に、したがって経済統合理論は、資本主義の発展過程において統合のもつ意味を前提として、論理的な斉一性をもって構成されるとともに、理論の現実適用を保証するものでなければならず、第三に、その具体化が、統合の有効性・実効性の判断基準の設定と適用であり、さらに現実的な統合の実現性の問題が考慮されて、一貫した理論体系が確立されるとともに、統一的な理論と実際との結びつきが実現されるのだという考えが存在している。本論文の表題たる統合の理論と実態は、この体系による具体的な展開が行なわれることにより始めて十分に解明されることになり、今後の分析はそこに中心がおかれるのである。

追記　この理論体系の具体的な展開、その現実適用および実現性の究明は、本誌六三年二月号の『経済統合の理論と実態――経済統合理論の体系について――』で行なう予定である。

建築労働者の実質賃金――一八三〇―一八九四年――

佐野陽子

本稿は徳川末期から明治期にかけての移行過程で、労働者の実質賃金がどう変動したかを考察するものである。徳川時代の賃金の趨勢や、明治時代における賃金の変化は比較的判明しているが、両時代を比較するものは殆んどないと言ってよい。ここでは資料の制約から一八三〇年（天保元年）から一八九四年（明治二七年）に至る東京の建築労働者の賃金変化を観察の対象にする。この時期の賃金労働者といえばこのような建築関係と、他の多くは農業の年雇・日雇といわれる労働者であって、この他の労働力は農業・商業・工業の自家営業者とその家族従業者が圧倒的な部分を占めていた。建築労働者は都市の技能職種であるから特殊な位置にあったとはいえ、一般労働市場の需給状態と無関係である筈はない。それ故これら労働者の実質賃金を探ることによって、他に資料が利用できない限り、当時の労働者の生活水準がどう変ったかを推し計らざるを得ないだろう。

手続きは㈠職種別賃金の資料を求め、㈡各々を一八五一年を一〇〇とする指数にし、㈢労働力構成を推定してこのウェイト（固定）により平均賃金指数を算出する。他方、㈣品目別価格の資料を求め、㈤各々を一八五一年を一〇〇とする指数にし、㈥家計支出構成を推定してこのウェイト（固定）により生計費指数を算出する。㈦名目賃金指数を生計費指数でデフレー